

令和6年4月19日

過料事件の通知について

福島県文化スポーツ局文化振興課

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったことから、法第80条第5号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	特定非営利活動法人福島再生ネットワーク
主たる事務所の所在地	福島県会津若松市河東町郡山字金道90番地
通知した日	令和6年4月19日
通知した理由	法第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったため。